別表七の二付表六の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条 の規定による改正前の措置法(以下「令和2年旧措 置法」といいます。)第68条の96の2第1項(認定 事業適応連結法人の連結欠損金の損金算入の特例) の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「投資の額の累計額6」は、令和2年旧措置法第 68条の96の2第2項第2号イに掲げる金額を記載し ます。
- 3 「前期以前に特例の適用を受けた金額のうち当該 連結法人の投資の額に対応する部分の金額の累計額 7」は、当期前に令和2年旧措置法第66条の11の4 第1項《認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特 例》の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、

- その適用を受けた事業年度のその連結法人に係る別表七(一)付表五「6」の金額を含めて記載します。
- 4 「特例対象特定連結欠損金に係る控除未済額の個別帰属額10」は、次に掲げる金額に係る令和2年改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第81条の9第3項《連結欠損金の繰越し》に規定する特定連結欠損金個別帰属額がある場合には、別表七の二付表一「10」の金額から次に掲げる金額を控除した金額を記載します。
 - (1) 令和2年旧法第81条の9第2項第1号イに規定 する災害損失欠損金額
 - (2) 令和2年旧法第81条の9第3項第2号に掲げる 金額